

○立命館中学校・高等学校奨学金規程

2003年7月9日

規程第556号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館中学校・高等学校（以下、「本校」という。）における立命館中学校・高等学校奨学金制度（以下、「本制度」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、本校に在籍する生徒で、正課および課外・自主活動等において他の生徒の模範となって意欲的に取り組む者のうち、経済援助の必要な者に立命館中学校・高等学校奨学金（以下、「奨学金」という。）を給付し、学業を励ますことを目的とする。

(募集)

第3条 募集は、年1回前期に行う。

(出願資格)

第4条 出願できる者は、以下の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 前年度末の成績において、評定平均値が原則として3.3以上である者
- (2) 学業・学校生活に取り組む姿勢が良好である者
- (3) 原則として公的奨学金を受給している者、または出願している者

(出願手続)

第5条 出願を希望する者は、所定の願書に必要事項を記入し、保証人が署名・捺印のうえ、本校校長に期日までに提出しなければならない。

(選考委員会)

第6条 選考委員会（以下、「委員会」という。）を本校に置く。

- 2 委員会は、給付対象者の決定および取り消しの審査ならびに奨学金の返還に関する審査を行う。
- 3 委員会は、出願者の学業成績、人物および家庭の状況等を審査のうえ、給付額を決定する。
- 4 委員会は、副校長、教頭、教務部長、生活指導部長、各学年主任、事務長および校長が指名する者をもって構成し、委員長は副校長がこれに当たる。

(給付金額)

第7条 奨学金の給付金額は、当該年度の授業料の半額を上限として、委員会が決定する。

2 奨学金の給付は、当該年度限りとし、次年度以降にも奨学金給付を希望する者は、それぞれの年度において、改めて出願しなければならない。

3 奨学金の給付総額は、本校が毎年予算に定める金額の範囲内とする。

4 他の奨学金との併給は妨げない。

(受給資格)

第7条の2 京都府私立高等学校あんしん修学支援事業により学費減免となる者は本奨学金の受給資格を有しない。

(取消)

第8条 給付を受けた者が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金給付を取り消し、奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 傷痍傷病などのために就学の継続が不可能なとき。
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) 虚偽の申請または不正な方法により奨学金の支給を受けていたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還)

第9条 前条により奨学金の給付を取り消され、奨学金の全部または一部の返還を求められた者は、その返還を求められた日から起算して1ヶ月以内に返還しなければならない。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に細則を定める。

第11条 削除

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2003年7月9日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則 (2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月15日から施行する。

附 則 (2010年10月27日京都府私立高等学校あんしん修学支援事業の実施に伴う一部改正)

この規程は、2010年10月27日から施行し、2010年度在籍者から適用する。